

議案第 4 号

南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行により、関係条例において改正を行う必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険条例及び南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(南風原町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 南風原町国民健康保険条例（昭和47年南風原村条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(南風原町国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1条による改正（南風原町国民健康保険条例の一部改正（新旧対照表））

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金（法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。）を支給する。 2・3 （略）	附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金（法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。）を支給する。</u> 2・3 （略）

第2条による改正（南風原町国民健康保険税条例の一部改正（新旧対照表））

改正後	改正前
附 則 1～14 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例） 15 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。	附 則 1～14 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例） 15 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。</u>